

平成22年4月9日
(照会先)
記録問題対策部:(記録問題の取組状況)
記録問題対策グループ長 山田 勝土
梶本 一憲
(電話直通 03-6892-0754)
年金給付部:(年金額回復の具体的事例)
給付企画グループ長 渡部 浩
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年4月9日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年4月9日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(2月第1週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年4月9日現在、速報値)

| 項目 | 細項目 | 直近数値 | 集計時点 | 前回比・前回数値 | 前回集計時点 | 備考 |
|------------------------------------|--|---|----------------------|---|-----------|---|
| 1 ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕 | 年金事務所分 | 37万件 | 22年3月26日 | -2万件 | 22年3月19日 | 受給者分 回答 3,176万件 (未回答 507万件) 加入者分 回答 4,908万件 (未回答 2,042万件) |
| | 機構本部分(※2) | 23万件 | (累計) | -2万件 | | |
| 2 5000万件的未統合記録 | 18年6月以降の統合数(全体) | 1,418万件 | 22年3月26日 (累計) | +4万件 | 22年3月19日 | 未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,677万件 |
| | 厚年/国年 | 1,141万件/277万件 | | +4万件/0万件 | | |
| | 男/女 | 643万件/775万件 | | +2万件/+2万件 | | |
| | 60歳以上/未満(18年6月時点の年齢) | 362万件/1,026万件 | | +1万件/+3万件 | | |
| 3 再裁定申出の機構本部への進達 | 平均処理期間 | 0.6か月 | 22年3月26日 | 0.0か月 | 22年3月19日 | |
| | 進達に至っていない申出件数 | 2.0万件 | | -0.1万件 | | |
| 4 再裁定 | 平均処理期間 | 2.4か月 | 22年2月末 (3月15日支払分) | 0.0か月 | 22年1月末 | 再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。 |
| | 未処理件数 | 11.1万件 | | -1.6万件 | | |
| 5 時効特例給付 | 平均処理期間 | 2.4か月 | 22年2月末 (3月15日支払分) | -0.1か月 | 22年1月末 | |
| | 未処理件数 | 26.3万件 | | -1.8万件 | | |
| 6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3) | 件数 | 7.8千件 | 22年3月第3週分 | 7.6千件 | 22年3月第2週分 | (20年5月以降の累計) 101万件 546億円 |
| | 年金額増額の総額(概算値) | 3.7億円 | | 3.7億円 | | |
| 7 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ | 突合せ完了件数 | 3,069万件(99.1%) | 22年2月末 | +4万件 | 22年1月末 | 突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。 |
| | 受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数) | 6.4万件(1.8万件) | | +0.1万件(-0.2万件) | | |
| | 再裁定進達件数 | 4.2万件 | | +0.6万件 | | |
| 8 コールセンター | 応答率 | 95.1%(83.7%) | 22年3月第4週分 | 94.6%(79.7%) | 22年3月第3週分 | ()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値 |
| | 応答呼数/総呼数 | 7.8万件/8.2万件 (5.4万件/6.4万件) | | 7.1万件/7.5万件 (7.2万件/9.0万件) | | |
| 9 年金事務所の窓口相談 | 相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所) | 23日(火): 2(31) 24日(水): 2(19) 25日(木): 0(9) 26日(金): 1(24) | 22年3月第4週分 | 15日(月): 4(51) 16日(火): 3(28) 17日(水): 1(31) 18日(木): 1(15) 19日(金): 1(14) | 22年3月第3週分 | ()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値 |
| 10 標準報酬等の遡及訂正事案 | 年金事務所段階における記録回復事案数 | 846件 | 22年3月26日 (累計) | +3件 | 22年3月19日 | |
| | うち2万件的の戸別訪問対象事案数 | 538件 | | +0件 | | |

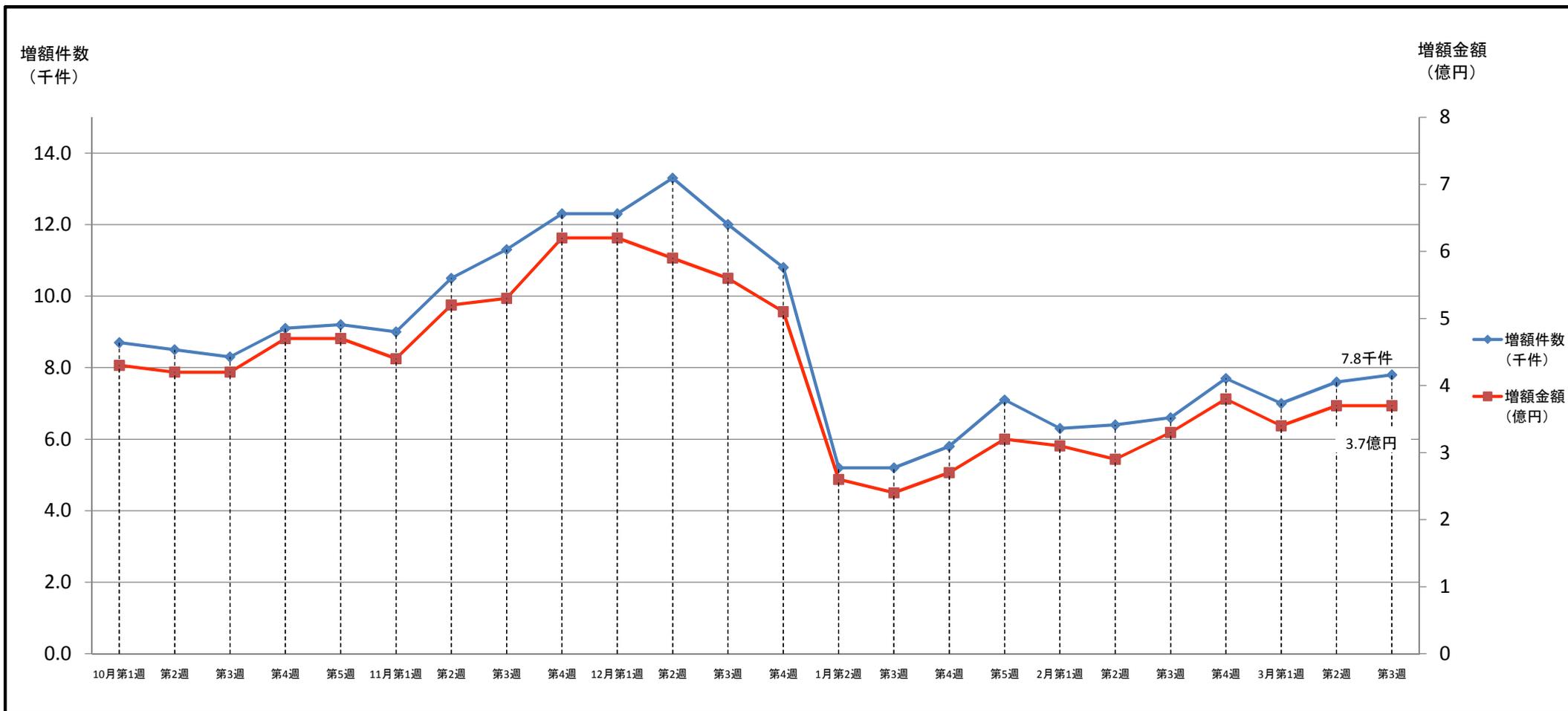
(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

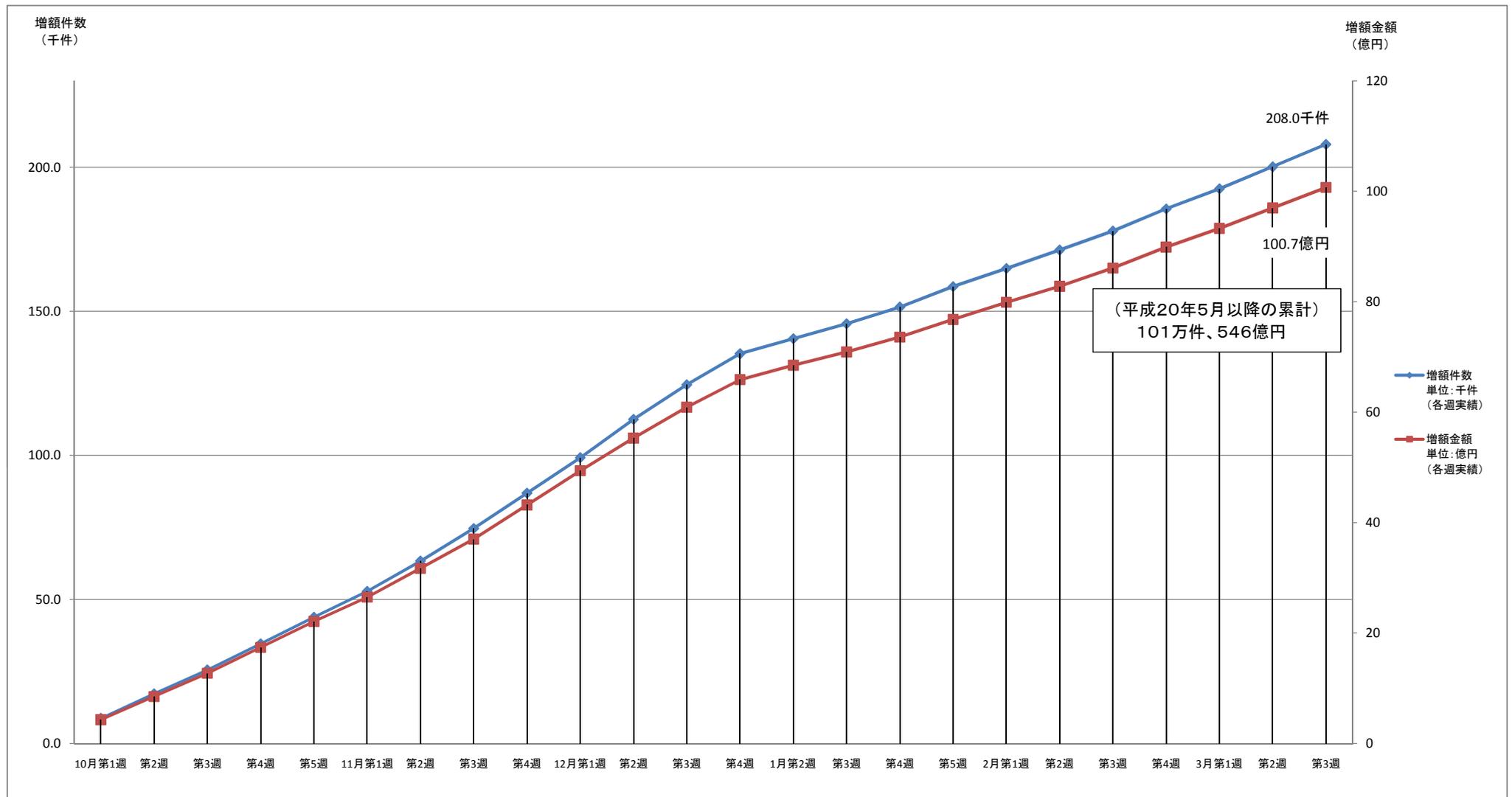
記録訂正による年金額(年額)の増額



| | 10月 | | | | | 11月 | | | | 12月 | | | | 1月 | | | | 2月 | | | | 3月 | | |
|----------|--------|-----|-----|-----|-----|--------|------|------|------|--------|------|------|------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| | 10月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 第5週 | 11月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 12月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 1月第2週 | 第3週 | 第4週 | 第5週 | 2月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 3月第1週 | 第2週 | 第3週 |
| 増額件数(千件) | 8.7 | 8.5 | 8.3 | 9.1 | 9.2 | 9.0 | 10.5 | 11.3 | 12.3 | 12.3 | 13.3 | 12.0 | 10.8 | 5.2 | 5.2 | 5.8 | 7.1 | 6.3 | 6.4 | 6.6 | 7.7 | 7.0 | 7.6 | 7.8 |
| 増額金額(億円) | 4.3 | 4.2 | 4.2 | 4.7 | 4.7 | 4.4 | 5.2 | 5.3 | 6.2 | 6.2 | 5.9 | 5.6 | 5.1 | 2.6 | 2.4 | 2.7 | 3.2 | 3.1 | 2.9 | 3.3 | 3.8 | 3.4 | 3.7 | 3.7 |

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



| | 10月 | | | | | 11月 | | | | 12月 | | | | 1月 | | | | 2月 | | | | 3月 | | |
|-------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 10月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 第5週 | 11月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 12月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 1月第2週 | 第3週 | 第4週 | 第5週 | 2月第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 3月第1週 | 第2週 | 第3週 |
| 増額件数 単位:千件 (各週実績) | 8.7 (8.7) | 17.2 (8.5) | 25.5 (8.3) | 34.6 (9.1) | 43.8 (9.2) | 52.8 (9.0) | 63.3 (10.5) | 74.6 (11.3) | 86.9 (12.3) | 99.2 (12.3) | 112.5 (13.3) | 124.5 (12.0) | 135.3 (10.8) | 140.5 (5.2) | 145.7 (5.2) | 151.5 (5.8) | 158.6 (7.1) | 164.9 (6.3) | 171.3 (6.4) | 177.9 (6.6) | 185.6 (7.7) | 192.6 (7.0) | 200.2 (7.6) | 208.0 (7.8) |
| 増額金額 単位:億円 (各週実績) | 4.3 (4.3) | 8.5 (4.2) | 12.7 (4.2) | 17.4 (4.7) | 22.1 (4.7) | 26.5 (4.4) | 31.7 (5.2) | 37.0 (5.3) | 43.2 (6.2) | 49.4 (6.2) | 55.3 (5.9) | 60.9 (5.6) | 65.9 (5.0) | 68.5 (2.6) | 70.9 (2.4) | 73.6 (2.7) | 76.8 (3.2) | 79.9 (3.1) | 82.8 (2.9) | 86.1 (3.3) | 89.9 (3.8) | 93.3 (3.4) | 97.0 (3.7) | 100.7 (3.7) |

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したものの。

年金額回復の具体的事例

平成22年2月1日から5日までに全国の年金事務所で行った年金額試算において増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

| 番号 | 年齢 | 性別 | 増加年金額 (年額) | 年金額(年額) | | 概要 | 年金額回復の経緯 | (参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※) |
|----|-----|----|---------------|------------|------------|-------------------------------------|--|--|
| | | | | 回復前 | 回復後 | | | |
| 1 | 80歳 | 男 | 900,900円 | 1,322,600円 | 2,223,500円 | 回復前の厚生年金加入期間136月に130月(船員保険)を追加。 | ○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参、ご本人が保有している船員手帳を参考に申出の船舶保有者名と雇入期間から船員保険記録を調査したところ、旧台帳及び被保険者名簿にご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。 | 約2,120万円 |
| 2 | 82歳 | 男 | 662,100円 | 2,549,100円 | 3,211,200円 | 回復前の厚生年金加入期間240月に68月を追加。 | ○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人あて厚生年金加入記録の確認について文書を送付したところ、後日、ご本人から会社名、所在地、勤務期間等を記載した確認票が郵送で届き、ご本人の申出と一致している厚生年金の記録(18月)であることが判明した。さらに、その後、ご本人が別の会社にも勤めていたと相談窓口に来られ、ご本人の申出の会社名と勤務期間と一致する厚生年金の記録(50月)が判明し、記録(合計68月)を統合した。 | 約1,560万円 |
| 3 | 95歳 | 女 | 655,200円 | 211,500円 | 866,700円 | 回復前の厚生年金加入期間129月に73月を追加。(遺族厚生年金受給者) | ○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人の家族が、ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票を持参し相談窓口に来所、回答票で申出された故人が勤務していた会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、申立と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録73月が統合され202月となったことから、男性で40歳以降の厚生年金の期間が180月以上ある年金を受けている方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算594,200円(年額)が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額61,000円(年額)が増額された。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、厚生年金の記録が73月判明したことにより、故人に遡って旧法通算老齢年金(114,500円/年額)の受給権が発生し、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が発生した。 | 遺族厚生年金 約720万円 通算老齢年金 (未支給分) 約320万円 |
| 4 | 67歳 | 男 | 629,400円 | 517,200円 | 1,146,600円 | 回復前の厚生年金加入期間19月に178月を追加。 | ○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象であるご本人から申出があった2か所の会社名、所在地、勤務期間をもとに管轄社会保険事務所等に対して記録の調査依頼。後日、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明したと管轄事務所から報告があり、記録を統合した。 | 約1,480万円 |
| 5 | 85歳 | 女 | 615,500円 | 391,100円 | 1,006,600円 | 回復前の厚生年金加入期間220月に20月を追加。(遺族厚生年金受給者) | ○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人からねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が送付され調査したところ、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録20月が統合され合計が240月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある年金を受けられている方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が21,300円(年額)が増額した。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給していた旧法厚生年金老齢年金の年金額28,400円の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金227,900円を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が発生した。 | 遺族厚生年金 約280万円 厚生年金老齢年金 (未支給分) 約580万円 |

| 番号 | 年齢 | 性別 | 増加年金額 (年額) | 年金額(年額) | | 概要 | 年金額回復の経緯 | (参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※) |
|----|-----|----|---------------|------------|------------|--|---|--------------------------|
| | | | | 回復前 | 回復後 | | | |
| 6 | 82歳 | 男 | 571,300円 | 1,011,700円 | 1,583,000円 | 回復前の厚生年金加入期間104月に122月を追加。 | ○黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出による旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,340万円 |
| 7 | 86歳 | 男 | 544,600円 | 2,654,600円 | 3,199,200円 | 回復前の厚生年金加入期間342月に82月を追加。 | ○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し来所、相談担当者がご本人に職歴等を確認したところ、本人の申出の会社名、所在地、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,410万円 |
| 8 | 79歳 | 女 | 537,800円 | 383,300円 | 921,100円 | 回復前の厚生年金加入期間114月に136月を追加。 | ○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参、ご本人申出の会社名と勤務期間及び旧姓から記録を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,530万円 |
| 9 | 72歳 | 男 | 532,500円 | 700,100円 | 1,232,600円 | 回復前の厚生年金加入期間61月に174月を追加。 | ○黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、黄色便でお知らせした以外に氏名、生年月日が一一致ご本人のものと思われる厚生年金の記録があるため、ご本人に電話により確認したところ会社名、勤務期間が一致した。後日、再裁定申出書の提出を受け記録を統合した。 | 約1,250万円 |
| 10 | 95歳 | 男 | 524,300円 | 452,700円 | 977,000円 | 回復前の厚生年金加入期間0月に135月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者) | ○ねんきん特別便(全員便)の回答票をご本人が持参し来所、ご本人の申立によると、友人と話していて、結婚前に自分も友人と同じ会社に勤めていたことを思い出したとのことであり、ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出された旧姓、会社名、所在地、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録の氏名を変更し記録を統合した。 ○厚生年金の記録が135月判明したため、厚生年金の記録が12月以上ある方に支給される旧法通算老齢年金が新たに受けることができることとなった。 | 約1,830万円 |

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

| | |
|-----------------------|-----------------|
| ねんきん特別便(名寄せ便) | 5件(事例2、3、4、5、7) |
| ねんきん特別便(全員便) | 3件(事例1、8、10) |
| 黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ) | 2件(事例6、9) |
| グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ) | 0件 |
| フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案 | 3件(事例2、4、7) |

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)